

保護者の皆さんへ

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる疾病は 平成30年4月1日から756疾病に拡大しています

## 新しく追加された疾病

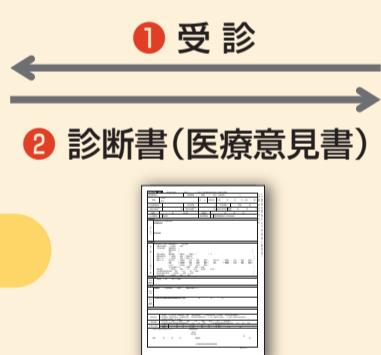
- ・フィブロネクチン腎症
- ・リポタンパク糸球体症
- ・乳児特発性僧帽弁腱索断裂
- ・ATR-X症候群
- ・痙攣重積型(二相性)急性脳症
- ・自己免疫介在性脳炎・脳症
- ・スタージ・ウェーバー症候群
- ・脆弱X症候群
- ・先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
- ・先天性大脑白質形成不全症
- ・その他筋ジストロフィー ※全ての筋ジストロフィーが対象になります。
- ・脳クレアチン欠乏症候群
- ・カウデン症候群
- ・自己免疫性膵炎
- ・若年性ポリポーシス
- ・ポイツ・ジェガース症候群
- ・アントレー・ビクスラー症候群
- ・コフィン・シリス症候群
- ・シンプソン・ゴラビ・ベーメル症候群

- ・スミス・レムリ・オピッツ症候群
- ・VATER症候群
- ・ファイファー症候群
- ・メビウス症候群
- ・モワット・ウィルソン症候群
- ・ヤング・シンプソン症候群
- ・肥厚性皮膚骨膜症
- ・無汗性外胚葉形成不全
- ・胸郭不全症候群
- ・骨硬化性疾患
- ・進行性骨化性線維異形成症
- ・青色ゴムまり様母斑症候群
- ・巨大静脈奇形
- ・巨大動静脈奇形
- ・クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
- ・原発性リンパ浮腫

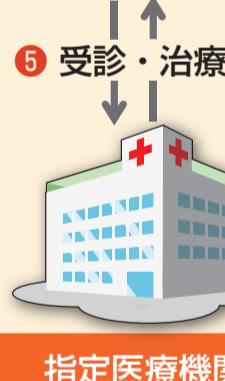
※医療費助成の認定を受けると、医療費助成の他に、  
**日常生活用具給付事業**や**小児慢性特定疾病児童等自立支援事業**の対象となります。

## 申請の流れと必要書類

### < 小児慢性特定疾病医療費申請の流れ >



患児・家族



指定医療機関



③ 診断書(医療意見書)や  
申請書などの提出

④ 医療受給者証



都道府県等の窓口

◆ 申請方法について詳しくは、  
お住まいの都道府県などの  
窓口にお問い合わせ下さい。

### 医療費助成の申請に必要な書類(1~5)

1 診断書(医療意見書)	2 申請書(小児慢性特定疾病医療費支給認定用)
--------------	-------------------------

3 公的医療保険の被保険者証のコピー

4 市町村民税の課税状況の確認書類

5 世帯全員の住民票の写し

※都道府県等の窓口から申請者(保護者など)に対して、1から5以外の書類の提出を求める場合があります。

詳しくは…

「**小児慢性特定疾病情報センター**」のホームページをご覧下さい。

小児慢性

検索



<https://www.shouman.jp/>

- ・お住まいの都道府県、指定都市、中核市ごとの申請窓口
- ・都道府県ごとの指定医や指定医療機関
- ・小児慢性特定疾病的疾病概要や診断の手引き  
などが掲載されています。